

令和3年11月後期定例会 議事録

- ・開催日時 令和3年11月24日(水曜日) 13時07分～14時34分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員) 伊藤委員長 松尾委員 内田委員
(事務局) 西岡事務局長 角田副事務局長 土井人事主幹
森岡人事主幹 鶴澤係長 萩原主事

議事事項

1 令和3年11月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について

令和3年11月定例県議会に提案される5件の条例(案)について、内容を検討した結果、佐賀県議会議長から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められた場合には、異議がない旨回答することを決定した。

【説明】

乙第68号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(案)

1 改正の理由

令和3年10月15日付け佐賀県人事委員会勧告に鑑み、佐賀県職員について給与改定を行う等のため。

2 改正の内容

(1) 医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の見直し

	改正の内容	摘要	該当条項
ア	給料表の改正 医療職給料表(三)を廃止。保健師、看護師等については医療職給料表(二)を適用(管理職員は行政職給料表を適用)。医療職給料表(二)について、人事委員会規則で定めるものの給料月額に6,000円をそれぞれ加算することについて規定 等	R3 勧告 どおり	改正後の第3条、別表 第4のイ

イ	初任給調整手当の改正 公衆衛生看護学に関する専門的知識を必要とする採用困難職について、初任給調整手当を支給する旨規定	R3 勧告を踏まえた改正	改正後の第7条の3
ウ	等級別基準職務表の改正 医療職給料表(二)の等級別基準職務表については、職務の級と標準的な職務との対応関係を見直し、医療職給料表(三)の表については、廃止するもの	R3 報告を踏まえた改正	改正後の別表第8
エ	給料の切替えについて規定 ・特定の職務の級の切替え ・号給の切替え ・切替えの特例 ・切替日前の異動者の号給の調整	R3 勧告を踏まえた改正	条例附則第2条~第5条
オ	給料の切替えに伴う経過措置を規定 給料月額が令和4年3月31日に受けていた給料月額に達しない場合、令和8年3月31日までの間、その差額に相当する額を給料として支給することを規定	R3 勧告を踏まえた改正	条例附則第6条及び第7条
カ	初任給調整手当の経過的特例 イで規定する初任給調整手当について、切替職員の支給上限を18,000円とする旨規定	R3 勧告どおり	条例附則第8条
キ	給料の調整額の経過措置 切替職員で人事委員会規則で定めるものには、令和8年3月31日までの間、人事委員会規則で定める額を給料の調整額として支給することを規定	R3 勧告を踏まえた改正	条例附則第9条
ク	その他所要の規定		

(2) 給与からの控除(第2条の3関係(新設))

給与支給事務の効率化のため、地方公務員法第25条第2項に基づき給与からの控除について、法定外控除分の規定を新設する。

(3) 通勤手当(第10条関係)

通勤手当の特急料金加算について、支給要件を緩和する。

3 施行期日

- (1) 令和4年4月1日
- (2)・(3) 令和4年1月1日

4 検討内容

(1) 上記2(1)について

本件条例の内容は、令和3年10月15日付け佐賀県人事委員会報告及び勧告を踏まえたものとなっている。

(2) 上記2(2)について

職員の給与は、地方公務員法第25条第2項の規定により、「法律または条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない」とされている。

今回の条例改正は、法に基づき給与控除の規定を整備したものであり、適当であると考えられる。

(3) 上記2(3)について

通勤手当の特急料金加算は、人事異動等に伴う遠距離通勤(60 km以上又は90分以上 ← 人事委員会規則で規定)であることを支給要件としているが、次の理由により、異動要件及び通勤困難要件(交通機関利用者に限る)を撤廃する内容の改正条例案が議会に提出されている。

特急料金加算の趣旨は、公務の事情により遠距離通勤を強いていることへの手当であるが、

- ・本庁と現地機関の異動がある者は対象となり、異動がなく本庁勤務の者は対象とならないため、人事異動により職員間で不平等な状況が生じている。
- ・介護などの自己都合でやむを得ず遠距離通勤している者があるが、異動要件に該当しないため対象とならない。

など異動要件がネックとなって、職員間の不平等や、やむを得ず遠距離通勤している職員が利用できない制度となっている。

また、公共交通機関の利用促進、通勤時間短縮によるワーク・ライフ・バランスの促進、車通勤減少により温暖化防止を図るため、特急料金を必要とする特急列車の本数が多く利便性が高いといった県内の交通事情に鑑み、交通機関利用者限り通勤困難要件(60 km以上又は90分以上)を撤廃し、特急列車も含めて利用しやすい制度とする必要がある。

上記のとおり、今回の改正は、異動による職員間の不平等を解消するとともに、公共交通機関の利用促進、ワーク・ライフ・バランスの促進、温暖化防止を目的とし提案されている。

本県の通勤手当の制度は、国の制度に準じ定めているが、交通用具利用者の距離区分ごとの手当額など、一部は県内の実情を踏まえて国と異なる取扱いをしている。

他都道府県における特急料金加算制度の状況を見ると、令和3年4月1日現在で異動要件を規定していない団体は21団体あり、各団体において、それぞれの地域における交通事情等を考慮し、制度を規定しているところである。

本県の実情や他県の状況を踏まえ、異動による職員間の不平等解消や効率的な公務運営に資するものであることから、改正内容は適当であると考えられる。

以上のことから、異議ないものと認められる。

乙第 69 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

佐賀県職員が不妊治療又は不育症に対する治療を受けるための休暇を新たに設けるため。

2 内容

佐賀県職員が不妊治療又は不育症に対する治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、特別休暇を与えることができることとした。

3 施行期日

令和4年1月1日

4 検討内容

不妊治療のための休暇については、国家公務員において不妊治療のための休暇（有給）が新設されること、及び令和3年10月の本委員会報告で国に準じた制度の導入の検討の必要について言及されたことを踏まえ、休暇制度を整備するものである。

不育症に対する治療のための休暇については、佐賀県においては、不妊治療だけでなく、不育症治療を行う夫婦も対象として当該治療費等の一部助成をするなど、不妊治療と併せて不育症に対する治療に係る取組を行っていること、及び令和3年10月の本委員会報告で不妊・不育症治療を受けやすい職場環境づくりについて必要な取組の検討を進める必要があることに言及されたことを踏まえ、休暇制度を整備するものである。

以上のことから、異議ないものと認められる。

乙第70号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

令和3年10月15日付け佐賀県人事委員会勧告に鑑み、佐賀県公立学校職員について給与改定を行う等のため。

2 改正の内容

(1) 医療職給料表の見直し

	改正の内容	摘要	該当条項
ア	等級別基準職務表の改正 医療職給料表の等級別基準職務表について、職務の級と標準的な職務との対応関係を見直すもの	R3 報告を踏まえた改正	改正後の別表第8
イ	給料の切替えについて規定 ・特定の職務の級の切替え ・号給の切替え ・切替えの特例 ・切替日前の異動者の号給の調整	R3 勧告を踏まえた改正	条例附則第2条～第5条
ウ	給料の切替えに伴う経過措置を規定 給料月額が令和4年3月31日に受けていた給料月額に達しない場合、令和8年3月31日までの間、その差額に相当する額を給料として支給することを規定	R3 勧告を踏まえた改正	条例附則第6条
エ	その他所要の規定		

(2) 給与からの控除（第4条の2関係（新設））

給与支給事務の効率化のため、地方公務員法第25条第2項に基づき給与からの控除について、法定外控除分の規定を新設する。

(3) 通勤手当（第 11 条の 3 関係）

通勤手当の特急料金加算について、支給要件を緩和する。

3 施行期日

(1) 令和 4 年 4 月 1 日

(2) ・(3) 令和 4 年 1 月 1 日

4 検討内容

(1) 上記 2 (1) について

本件条例の内容は、令和 3 年 10 月 15 日付け佐賀県人事委員会報告及び勧告を踏まえたものとなっている。

(2) 上記 2 (2) について

職員の給与は、地方公務員法第 25 条第 2 項の規定により、「法律または条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない」とされている。

今回の条例改正は、法に基づき給与控除の規定を整備したものであり、適当であると考えられる。

(3) 上記 2 (3) について

通勤手当の特急料金加算は、人事異動等に伴う遠距離通勤（60 km 以上又は 90 分以上 ← 人事委員会規則で規定）であることを支給要件としているが、次の理由により、異動要件及び通勤困難要件（交通機関利用者に限る）を撤廃する内容の改正条例案が議会に提出されている。

特急料金加算の趣旨は、公務の事情により遠距離通勤を強いていることへの手当であるが、

- ・本庁と現地機関の異動がある者は対象となり、異動がなく本庁勤務の者は対象とならないため、人事異動により職員間で不平等な状況が生じている。
- ・介護などの自己都合でやむを得ず遠距離通勤している者があるが、異動要件に該当しないため対象とならない。

など異動要件がネックとなって、職員間の不平等や、やむを得ず遠距離通勤している職員が利用できない制度となっている。

また、公共交通機関の利用促進、通勤時間短縮によるワーク・ライフ・バランスの促進、車通勤減少により温暖化防止を図るため、特急料金を必要とする特急列車の本数が多く利便性が高いといった県内の交通事情に鑑み、交通機関利用者に限り通勤困難要件（60 km以上又は90分以上）を撤廃し、特急列車も含めて利用しやすい制度とする必要がある。

上記のとおり、今回の改正は、異動による職員間の不平等を解消するとともに、公共交通機関の利用促進、ワーク・ライフ・バランスの促進、温暖化防止を目的とし提案されている。

本県の通勤手当の制度は、国の制度に準じ定めているが、交通用具利用者の距離区分ごとの手当額など、一部は県内の実情を踏まえて国と異なる取扱いをしている。

他都道府県における特急料金加算制度の状況を見ると、令和3年4月1日現在で異動要件を規定していない団体は21団体あり、各団体において、それぞれの地域における交通事情等を考慮し、制度を規定しているところである。

本県の実情や他県の実情を踏まえ、異動による職員間の不平等解消や効率的な公務運営に資するものであることから、改正内容は適当であると考えられる。

以上のことから、異議ないものと認められる。

乙第88号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案）

1 改正の内容

(1) 佐賀県職員給与条例の一部改正

	改正の内容		該当条項
		摘要	
ア	令和3年の期末手当の支給割合の改定 再任用職員以外 127.5/100⇒112.5/100 上記のうち特定幹部職員 107.5/100⇒92.5/100 再任用職員 72.5/100⇒62.5/100 上記のうち特定幹部職員 62.5/100⇒52.5/100	R3 勧告 どおり	条例第1条による改正後の第17条
イ	令和4年6月期以降の期末手当の支給割合の改定（6月期、12月期の割合を平準化） 再任用職員以外 112.5/100⇒120/100 上記のうち特定幹部職員 92.5/100⇒100/100 再任用職員 62.5/100⇒67.5/100 上記のうち特定幹部職員 52.5/100⇒57.5/100	R3 勧告 どおり	条例第2条による改正後の第17条

(2) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
ア	令和3年の期末手当の支給割合の改定 167.5/100⇒157.5/100	R3 勧告 どおり	条例第5条による改正 後の第8条
イ	令和4年6月期以降の期末手当の支給割合の改定(6月期、12月期の割合を平準化) 157.5/100⇒162.5/100	R3 勧告 どおり	条例第6条による改正 後の第8条

(3) 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
ア	令和3年の期末手当の支給割合の改定 167.5/100⇒157.5/100	R3 勧告 どおり	条例第7条による改正 後の第6条
イ	令和4年6月期以降の期末手当の支給割合の改定(6月期、12月期の割合を平準化) 157.5/100⇒162.5/100	R3 勧告 どおり	条例第8条による改正 後の第6条

2 施行期日

- ・ 1の表中 (1)ア・(2)ア・(3)ア 公布の日
- ・ 同 (1)イ・(2)イ・(3)イ 令和4年4月1日

3 検討内容

本件条例の内容は、令和3年10月15日付け佐賀県人事委員会勧告を踏まえたものとなっており、異議ないものと認められる。

乙第 89 号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の内容

	改正の内容	概要	該当条項
ア	令和 3 年の期末手当の支給割合の改定 再任用職員以外 127.5/100⇒112.5/100 上記のうち特定幹部職員 107.5/100⇒92.5/100 再任用職員 72.5/100⇒62.5/100 上記のうち特定幹部職員 62.5/100⇒52.5/100	R3 勧告 どおり	条例第 1 条による改正 後の第 20 条
イ	令和 4 年 6 月期以降の期末手当の支給割合 の改定（6 月期、12 月期の割合を平準化） 再任用職員以外 112.5/100⇒120/100 上記のうち特定幹部職員 92.5/100⇒100/100 再任用職員 62.5/100⇒67.5/100 上記のうち特定幹部職員 52.5/100⇒57.5/100	R3 勧告 どおり	条例第 2 条による改正 後の第 20 条

2 施行期日

- ・ 1 の表中 ア 公布の日
- ・ 同 イ 令和 4 年 4 月 1 日

3 検討内容

本件条例の内容は、令和 3 年 10 月 15 日付け佐賀県人事委員会勧告を踏まえたものとなっており、異議ないものと認められる。

3 令和 3 年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者〕の最終合格者の決定について

佐賀県職員の任用に関する規則第 11 条第 1 項の規定により、佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者〕の最終合格者（採用候補者名簿への登載者）について、原案のとおり決定した。

報告事項

1 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて

総務省から通知のあった地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて、概要を事務局から報告した。

その他

1 行事予定について